

Ⅱ－２ 豊川市等から町内会に対する助成制度等

(１) 交付金・補助金関係

	制度名	概 要	申請期限	担当課	P
①	地域活動交付金	世帯数に応じて町内会に交付される助成金	4月26日	市民協働 国際課	P.10
②	ごみ対策事業推進交付金	ごみ対策・環境美化等のために、町内会に対して交付される助成金	※同一様式	清掃 事業課	P.11
③	防犯灯に関する補助金	①設置費（新設、更新、移設、撤去） ②電気料金に対する補助制度	1. 随時 2. 6月28日	人権生活 安全課	P.11
④	地区集会施設建設等事業補助金	自治組織が行う集会施設の諸工事(新增築、改修他)に対する補助制度	7月26日	市民協働 国際課	P.12
⑤	市民協働推進事業補助金	市民活動団体や自治組織が提案する協働事業に対する補助制度	R7.3月3日 (予定)	市民協働 国際課	P.13
⑥	地域コミュニティICT活用促進事業補助金	自治組織が行う電子回覧板アプリの運用やホームページ新規制作に対する補助制度	随時	市民協働 国際課	P.15
⑦	防犯カメラ設置費補助金	連区・町内会等が設置する防犯カメラに対する補助制度	9月27日	人権生活 安全課	P.15
⑧	有価物回収事業補助金	生活からでる資源の地域回収運動を年2回以上行う団体に対する補助制度	随時	清掃 事業課	P.16
⑨	自主防災会活動費補助金	自主防災会が防災対策として購入または設置する資機材、備蓄品、防災倉庫の費用、また防災士資格取得に要する費用に対する補助制度	随時	危機 管理課	P.17
⑩	屋外ホース格納箱等設置費補助金	自治組織が設置する屋外ホース格納箱等に対する補助制度	随時	消防本部 総務課	P.17
⑪	防火水槽撤去事業費補助金	自治組織が自ら所有し管理する20t以上の防火水槽の撤去に対する補助制度	随時	消防本部 総務課	P.18

(２) 要望関係

	制度名	概 要	提出期限	担当課	P
⑫	町内会長専用要望・意見書	市に対する要望・意見について、所定の様式を定めたもの	随時	市民協働 国際課他	P.19

⑬	土木工事等 要望箇所の 取りまとめ	町内会で土木工事等の要望箇所を取り まとめ、市に要望書を提出するもの (道路拡幅工事、道路改良工事、交通 安全対策)	令和 7 年 3 月 28 日	道路 建設課他	P.19
		町内会で土木工事等の要望箇所を取り まとめ、市に要望書を提出するもの ・維持修繕工事(道路、河川、公園に おいて修繕(補修)が必要な工事、側 溝浚渫、河川浚渫、その他修繕) ・かんがい排水工事(農業用の用水路、 排水路等の改良工事、浚渫、その他修 繕)	随時		

(3) その他

	制度名	概 要	申請期限	担当課	P
⑭	市民活動総合 補償制度	市が保険料を負担し、町内会活動中の事 故に対する補償を行う制度	事故発生後 30 日以内	市民協働 国際課	P.23
⑮	戦争体験等を 聴く会講師謝 礼	自治組織が開催する「戦争体験等を聴く 会」に対する補助制度	随時	行政課	P.23
⑯	連区長会地域 活動備品貸出	豊川市連区長会が所有する備品を、連区、 町内会に貸し出すもの	随時	市民協働 国際課	P.24

(1) 交付金・補助金関係

①地域活動交付金

地区のつながりを深めたり、安全・安心なまちづくりに努めたり、官公署の事業
や行事の伝達を行う町内会活動を奨励するとともに、広報紙配布や各種委員の推薦
など市からの依頼事項を調整する町内会との連携を深め、地域の活性化と町内会の
健全な発展を図るものです。

【交付額】

① 世帯割+②均等割

① 世帯割 2,000 円×町内会加入世帯数。

(当該年度の4月1日現在)

②均等割 1 町内会当たり右表のとおり。

均等割額	
99 世帯まで	年額 109,000 円
100~299 世帯	年額 110,000 円
300~499 世帯	年額 111,000 円
500 世帯以上	年額 112,000 円

※年度の途中で新たに町内会が設立された場合は月割で計算する。

申請期限：令和 6 年 4 月 26 日（金）

※4月号広報配布時に申請書類を送付させていただきます。

(令和3年度から、②豊川市ごみ対策事業推進交付金の申請書と同一様式)

※交付金がその目的に沿って使用されているか確認するため、当該年度の事業報告書及び収支決算書（町内会の総会等で使用されている事業報告書、収支決算書）を提出していただきます。地域活動交付金申請の際に、合わせてご提出をお願いします。

担当課 市民協働国際課 市民協働係 Tel89-2165

②豊川市ごみ対策事業推進交付金

地域での日常のごみ対策及び環境美化などのために、町内会に対して交付するものです。

【交付額】

当該年度4月1日現在の町内会加入世帯数に応じた額。

申請期限：令和6年4月26日（金）

※令和3年度から、①地域活動交付金の申請書と同一様式・一括申請となっています。

交付額	
50世帯未満	年額 30,000 円
50～99 世帯	年額 40,000 円
100～299 世帯	年額 50,000 円
300～499 世帯	年額 60,000 円
500 世帯以上	年額 70,000 円

担当課 清掃事業課 減量化対策係 Tel89-2166

③防犯灯に関する補助金

町内会及び連区が設置・維持管理をしている防犯灯に対し、費用の一部を補助することにより、夜間の犯罪を未然に防止し、住みよい地域社会の推進を図るとともに、町内会及び連区の負担を軽減するものです。

補助金には、次のとおり設置費に関するものと電気料金に関するものがあります。

1. 防犯灯設置費補助金

補助対象となる防犯灯は、20W以上 40W以下の蛍光灯、40Wの白熱灯及びLED 防犯灯とし、1灯当たりの補助額は、設置等に要する額の7割です。上限については次の表のとおりとします。

区 分	既存の支柱に防犯灯を取付ける場合	専用の支柱を立てて防犯灯を取り付ける場合
新設・移設・更新	16,000 円	30,000 円
撤去	16,000 円	

(撤去にあつては、撤去に要した額が1灯当たり5,000円未満の場合は補助対象外とします。)

申請期限：随時

※5月号広報配布時に申請書類を送付させていただきます。

なお、防犯灯設置の必要が生じた場合は、随時ご相談ください。

2. 防犯灯電気料金補助金

町内会及び連区が前年度3月31日までに設置したものを補助対象とし、蛍光灯・白熱灯とLED灯の区別なく1灯当たりの補助額は年額1,500円とします。

申請期限：令和6年6月28日(金)

※5月号広報配布時に申請書類を送付させていただきます。

担当課 人権生活安全課 交通安全防犯係 Tel.89-2149

④豊川市地区集会施設建設等事業補助金

地域社会の健全な発展を図るため、連区、町内会等の自治組織に次のとおり補助を行うものです。

【補助額】

1. 新築工事

実際の工事に要した費用、又は新築に係る床面積(その床面積が標準床面積を超える場合は、標準床面積とします。)に180,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とします。

2. 増築工事

実際の工事に要した費用、又は増築に係る床面積(増築後の延床面積が標準床面積を超える場合は、標準床面積から増築前の床面積を減じた床面積とします。)に180,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とします。

3. 既存の集会施設の空調設備設置工事

実際の工事に要した費用の2分の1の額とし、500,000円を限度とします。
補助額は限度額の範囲内ですが、毎年申請していただくことが可能です。

標準床面積	
100世帯未満	70㎡
100～199世帯	90㎡
200～299世帯	110㎡
300～399世帯	130㎡
400～499世帯	150㎡
500～599世帯	170㎡
600～699世帯	190㎡
700～799世帯	210㎡
800～899世帯	230㎡
900～999世帯	250㎡
1,000世帯以上	270㎡

4. 放送設備設置工事

実際の工事に要した費用の2分の1の額とし、5,000,000円を限度とします。

5. 地区集会施設用地の取得

実際に土地の取得に要した費用、又は標準床面積に当該土地の建ぺい率の逆数を乗じた面積（当該土地の面積が標準床面積に当該土地の建ぺい率の逆数を乗じた面積に満たない場合は、その面積とする。）に当該土地の固定資産税評価額に7分の10を乗じて当該土地の面積で除した額を乗じた額のいずれか少ない金額の2分の1の額とします。

6. 既存の集会施設の改修工事

実際の改修工事に要した費用の額が20万円以上の改修工事、現に改修工事に要した費用、又は当該地区集会施設の床面積（その床面積が標準床面積を超える場合は、標準床面積とする。）に180,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とします。

なお、補助金の額が100万円未満の工事は連続した年に利用が可能です、100万円以上の工事は10年を経過しないと再度申請できません。

7. 掲示板設置工事

掲示板を新規に設置、または移設する場合、実際の工事に要した費用の2分の1の額とし70,000円を限度とします。ただし既存の掲示板の修理は対象となりません。

※補助事業完了後、工事内容等について現地確認をさせていただきます。

（必要に応じ、工事施工業者にも現場に立合っていただく場合があります。）

申請期限：令和6年7月26日（金）（令和7年度工事着工分）

担当課 市民協働国際課 市民協働係 Tel.89-2165

⑤豊川市市民協働推進事業補助金

市民の連携強化を図るとともに市民協働のまちづくりの推進を図るため、市民活動団体や地縁組織（連区・町内会）が提案する協働事業に対して、必要経費の一部を補助するものです。

注意：以下の内容は令和6年度事業を募集した際のものであり、令和7年度事業募集の際には内容が一部変更する場合もございますのでご承知おきください。

【補助額】

事業費に補助率を乗じた額（上限 20 万円）

【補助対象事業】

補助対象者が令和 7 年度中に行い、市民活動団体、地縁組織、学校、企業等及び行政のいずれかで、複数と協働して市内で行う次に掲げる事業。

補助金利用年	補助率
1 年目	5 分の 3
2 年目	5 分の 2
3 年目	5 分の 1

保健・医療又は福祉増進事業、社会教育推進事業、まちづくり推進事業、観光振興事業、学術・文化・芸術又はスポーツ振興事業、環境保全事業、災害救援事業、地域安全事業、国際協力事業、子どもの健全育成事業など。

【対象外事業】

事業効果が本市外で生じる事業、既に市から補助・助成が実施されている事業、宗教活動、政治及び営利活動、行政とのみ協働して実施する事業。

【対象外経費】

補助対象団体及び協働する者の運営に関する事務費等の経常経費、構成員に対する人件費・謝礼・交通費・宿泊費・食糧費（お茶を除く）、協働する企業等から購入する物品等に係る経費、領収書等により支払が確認できない経費、食糧費のうち親睦にかかる経費、記念品等の購入経費、市長が不適とした経費。

【審査】

応募された企画書は、市民協働国際課窓口にて内容に不備がないかなど確認を行い、その後、「豊川市市民協働推進委員会」にて公開審査を行います。

審査の結果「採択」された事業が補助金の交付対象となります。したがって、審査の結果「不採用」となる可能性もあります。その場合は、補助金の交付対象にはなりません。また、1 年目に採択された事業であっても、2 年目、3 年目にそれぞれ不採択となる可能性もあります。

※公開審査については、申請団体による事業内容の発表（プレゼンテーション）を予定しています。

※審査基準については、申し込みの際に各団体へお渡しします。

申請期間：令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 3 月 3 日（予定）

担当課 市民協働国際課 市民協働係 TEL89-2165

⑥地域コミュニティ ICT 活用促進事業補助金

地域コミュニティ活動の継続と活性化を図るため、連区、町内会等の自治組織が地域における情報共有や発信に ICT を導入する経費等の一部を補助するものです。

【補助額】

1. 電子回覧板アプリの導入及び運用

電子回覧板アプリの運用事業における初期設定および利用に係る経費の4分の3に相当する額とし、限度額は右表のとおりです。

※電子回覧板アプリ「結ネット」を活用する場合、豊川市連区長会がすべての参加団体を取りまとめ、補助金の申請・受領を行います。

※初期設定に係る経費の補助は1回限りとし、実証実験の参加団体は対象外です。

※他のアプリを活用する場合は事前にご相談ください。

2. ホームページ新規制作

町内会等のホームページの新規制作事業における経費の2分の1に相当する額とし、100,000円を限度とします。

申請期限：随時

担当課 市民協働国際課 市民協働係 Tel.89-2165

補助限度額（初期設定費用）	
33,000 円	
補助限度額（利用料）	
登録世帯数	限度額
300 世帯まで	39,000 円
301～600 世帯	79,000 円
601～900 世帯	118,000 円
901～1,200 世帯	158,000 円
1,201～1,500 世帯	198,000 円
1,501 世帯以上	237,000 円

⑦豊川市防犯カメラ設置費補助金

犯罪抑止及び地域の防犯の向上を図るため、連区・町内会等が設置する防犯カメラに対し、次のとおり補助を行います。

なお、新設に加え、老朽化した防犯カメラの更新費用も補助対象とします。

【補助額】

防犯カメラに必要な費用の8割で、上限については1台あたり40万円、1団体あたり100万円です。

また、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。

【補助の対象となるもの】

防犯カメラの設置（新設または更新）に必要な以下の費用

- 1 防犯カメラ本体（主に道路や公園等を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたカメラ）
- 2 防犯カメラ設置工事費
- 3 防犯カメラ撮影に係る調整費
- 4 防犯カメラ設置を啓発する表示板製作・設置費

※なお、防犯カメラの維持管理費（電気代、修理代等）、設置による地代及び占用料、操作のための指導料は対象となりません。

【注意事項】

- 1 豊川市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに従って、適切な維持管理を行ってください。
- 2 防犯カメラ設置後は、団体で維持管理をすることになります。
- 3 補助金の対象となった防犯カメラは、設置後5年間は撤去や移設はできません。
- 4 申請は、1年に1申請に限ります。
- 5 地域内に防犯ボランティア団体や見守り隊がある場合、設置場所等について防犯ボランティア団体や見守り隊にもご相談ください。

【申請手続き】

申請書に防犯カメラの内容と金額がわかる書類（設計書、図面、見積書等）を添付して提出していただきます。

申請期限：令和6年9月27日（金）

担当課 人権生活安全課 交通安全防犯係 Tel89-2149

⑧豊川市有価物回収事業補助金

生活からでる資源（新聞・牛乳パック・アルミ缶等）の地域回収運動を年2回以上実施していただける団体（小・中学校PTA、子ども会、町内会等）に対して、補助金を交付することで団体の活動を推進し、市の廃棄物の減量、ごみの分別、リサイクル意識の高揚、地域活動のさらなる活性化を図るものです。

【補助額】 回収資源の量1キログラムにつき5円

※事前に計画書の提出が必要です。子ども会等と合計で2回以上実施した場合でも補助対象となります。

申請期限：随時

担当課 清掃事業課 減量化対策係 Tel89-2166

⑨自主防災会活動費補助金

自主防災会の自主的な防災対策を推進し、災害時の被害の防止又は軽減を図るため、自主防災会（町内会等）が新たに購入または設置する資機材や備蓄品、防災倉庫の費用に対し、また、防災士の資格取得に要する費用に対し、その一部を補助することにより、地域の防災力の強化を図るものです。

【補助額】

	補助率（対象費用に対して）	限度額（1 団体あたり）
資機材・備蓄品等の購入の場合	2分の1	30,000円
防災倉庫を設置する場合	2分の1	100,000円
防災士資格取得の場合	2分の1	30,000円

申請期限：随時

担当課 危機管理課 Tel89-2194

⑩屋外ホース格納箱等設置費補助金

町内会及び連区等が設置する屋外ホース格納箱等に対し、その設置費用の一部を補助することにより、町内会及び連区等の防火意識の高揚を図り、初期消火体制を強化することにより住みよい地域社会を推進するものです。

【補助額】

次の基準額（購入価格が基準額に満たない場合は、購入価格を基準額とみなします。）の5分の4以内の額とします。

区 分	基準額	基準数
屋外ホース格納箱	16,000 円	1 台
消防用ホース	（1 本）21,000 円	3 本
管鎗	7,500 円	1 本
媒介金具	6,000 円	1 個
消火栓開閉器	3,000 円	1 本

申請期限：随時

担当課 消防本部総務課 装備担当 Tel89-9517

⑪防火水槽撤去事業費補助金

町内会等が自ら所有し、管理する20t以上の防火水槽に対し、老朽化により保守管理が困難となった防火水槽の撤去に要する費用の一部を補助することにより、当該施設による危険の排除、及び当該施設周辺の衛生環境の悪化の防止を図り、住みよい地域社会を推進するものです。

【補助額】

防火水槽1基につき補助事業に要する経費の3分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は40万円のいずれか少ない額とします。

申請期限：随時

担当課 消防本部総務課 装備担当 Tel89-9517

(2) 要望関係

⑫町内会長専用要望・意見書

連区長・町内会長から市に対して要望や意見をいただく場合に、参考様式(P.20)を定めたものです。ただし、任意の様式で記載いただいても差し支えありません。

また、要望・意見書の提出先は、主管課もしくは市民協働国際課のどちらでも結構です。

【注意事項】

道路建設課や道路河川管理課が実施している道路修繕などに関する要望書等、各主管課で指定の様式があるものはその様式をご利用ください。

提出期限：随時

担当課 市民協働国際課 市民協働係 Tel89-2165

⑬土木工事等要望箇所の取りまとめ

土木関係事業については、毎年各町内会から要望を受け事業を実施しています。

道路拡張工事、道路改良工事及び交通安全対策の要望については令和8年度に向けて、町内会の土木工事等の要望箇所（内容）を取りまとめ、様式1（P.21）並びに位置図の提出をお願いします。

提出期限：（令和8年度要望箇所） 令和7年3月28日（金）

維持修繕工事（道路、河川、公園において修繕（補修）が必要な工事、側溝浚渫、河川浚渫、その他修繕）かんがい排水工事（農業用の用水路、排水路等の改良工事、浚渫、その他修繕）については随時受付をしておりますので、要望箇所（内容）を取りまとめ、様式2（P.22）並びに位置図の提出をお願いします。

提出期限：随時

担当課 道路建設課 Tel89-2143

（３）その他

⑭市民活動総合補償制度

市民のみなさんが、町内会活動や NPO・ボランティア活動など、様々な市民活動に安心して参加できるよう、市が保険料を負担して運営している補償制度です。市民活動中に事故にあわれた場合、補償金が給付されます。万が一、市民活動中に事故が起ってしまった場合は、市民協働国際課へお知らせください。（事故発生後 30 日以内に連絡がない場合は、補償制度が適用されないことがあります。）医療機関や調剤薬局などで発行された医療費明細書等（領収書等）は、必ず保管しておいてください。医療費明細書等がない場合には請求ができませんので、ご注意ください。

【傷害補償】

偶然な事故により活動者が死亡または負傷した場合に補償金が支払われます。

区 分		補 償 額
傷 害 補 償	死亡補償金	200 万円 ※事故日から 180 日以内
	後遺障害補償金	6 万円～200 万円 ※200 万円に障害の程度に応じた率を乗じて得た金額
	入院補償金	日額 3,000 円 ※事故日から 180 日以内
	手術補償金 （入院のうえ手術をした場合）	3 万円～12 万円 ※3,000 円に手術の内容に応じた率を乗じて得た金額
	通院補償金	日額 2,000 円に通院日数を乗じて得た金額又は医療費明細書等（領収書等）の合計金額のうち、いずれか低い金額 ※事故日から 180 日以内で 90 日を限度

提出期限：事故発生後 30 日以内

担当課 市民協働国際課 市民協働係 Tel.89-2165

⑮戦争体験等を聴く会講師謝礼

豊川市平和都市推進協議会では、町内会及び連区において「戦争体験等を聴く会」を開催される場合に、講師謝礼のうち 1 人 1 回につき 5,000 円を補助します。

なお、講師をお探しの場合は、協議会に登録されている「平和の語りべ」の方を紹介しますので、ご相談ください。

申請期限：随時

担当課 豊川市平和都市推進協議会（行政課 行政係） Tel.89-2123

①⑥豊川市連区長会地域活動備品貸出

連区、または各連区に所属する町内会が主体となって行う活動及び、公益活動の事業において使用する場合に、連区長会が所有する備品を貸し出すものです。

【貸出し可能な備品】

- ・ワイヤレスアンプ1台（マイク3本付き）
- ・プロジェクター1台（ポインター1台付き）
- ・スクリーン1台
- ・コードリール1台（20m）
- ・非接触型体温計3台
- ・32インチ Web 会議用モニター1台（HDMI ケーブル付き）
- ・360° Web カメラ（三脚付き）1台

【貸出し期間】

5日以内

申請期限：随時（事業実施の3ヶ月前から5日前まで申請できます。）

担当課 豊川市連区長会事務局（市民協働国際課 市民協働係）Tel.89-2165